

## ルートⅠ（人権・文化）、ルートⅡ（福祉・保健・医療）修正案

ルート (基本方向)	まちのイメージ	ロードマップ ページ
Ⅰ－１	平和の尊さが実感できています	38～39
Ⅰ－２	一人ひとりの命や個性を大切にすると人権感覚が育まれています	40～41
Ⅰ－３	すべての人が性別にかかわらずいきいきと活躍し、安心して暮らすことのできる男女共同参画社会になっています	42～43
Ⅰ－４	多彩な文化が身近に感じられるまちになっています	44～45
Ⅰ－５	内外の人々の交流をとおり互いの理解を深め、個性豊かな魅力あるまちになっています	46～47
Ⅱ－１	高齢者が健やかに安心安全に暮らしています	50～51
Ⅱ－２	障がい者が地域で安心して生活し、さまざまな分野の活動に参加しています	52～53
Ⅱ－３	住み慣れた地域でともに支え合いながら暮らしています	54～55
Ⅱ－４	生涯にわたって心身ともに健康に暮らしています	56～57



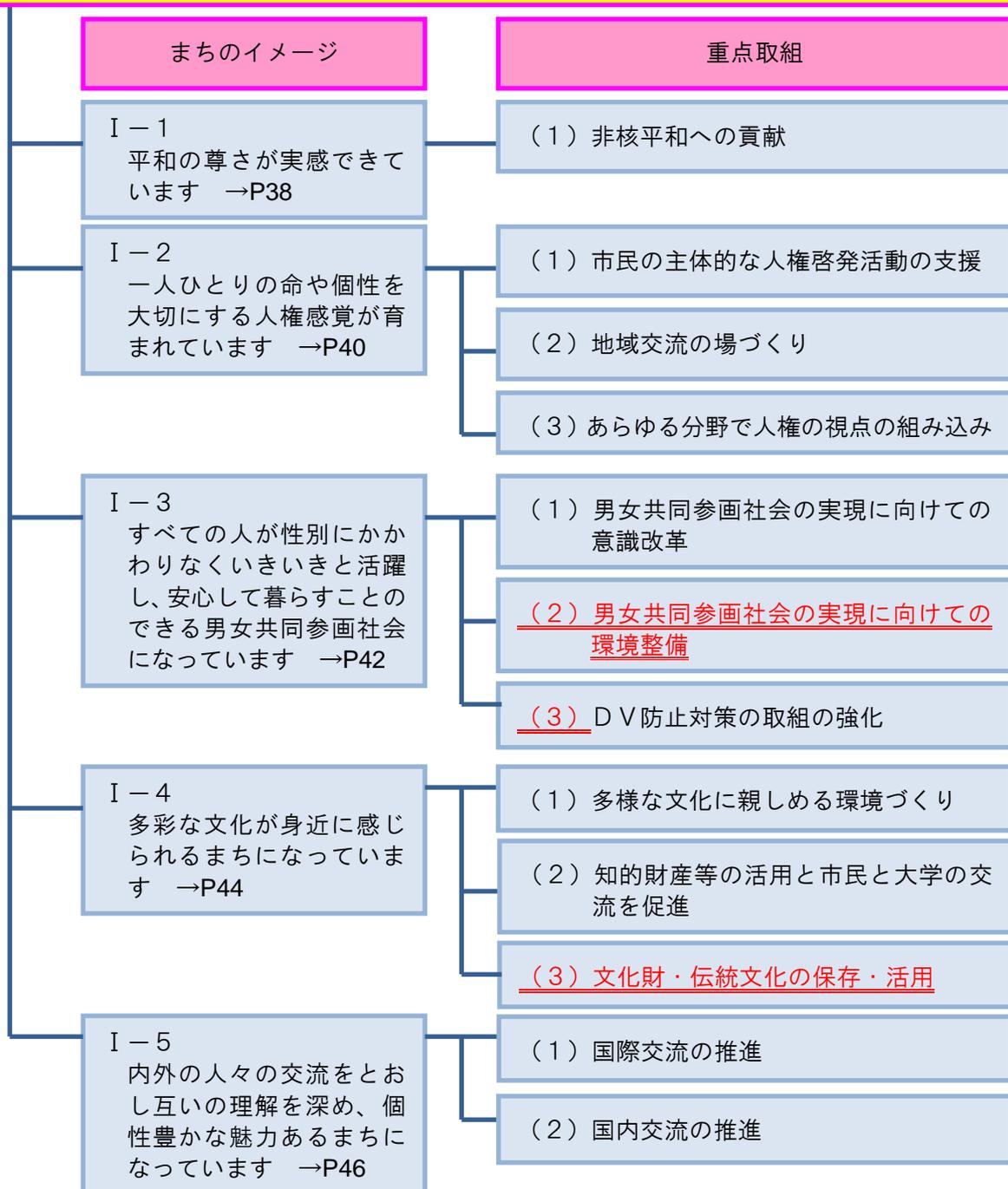
**<基本構想> ルートⅠ：一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合う平和なまち**

平和の尊さが感じられ、市民一人ひとりの人権感覚が育まれ、男女が対等な社会の構成員として希望と誇りを持って、個性豊かに生活できるまちをめざします。

また、国内外の交流により多文化を認め合うまち、多彩な文化が育まれ生きがいのあるまちをめざします。

**<基本方向>**

**ルートⅠ 一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合う平和なまち**



<b>ルート (基本方針)</b>	<b>I 一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合う平和なまち</b>
<b>まちの イメージ</b>	<b>I-1 平和の尊さが実感できています</b> 「非核平和都市宣言」に基づいた核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向けた事業に市民が自主的に参加し、戦争の悲惨さを風化させず、平和の尊さが次世代に伝わっています。

## 1 まちの現状と課題

- ◆ 平和事業の参加人数が増えない中、より一層の平和に対する意識啓発の取組が必要です。
- ◆ 戦後半世紀以上たち、平和に対する危機意識が薄れてきており、市民自らが戦争や平和について考える取組を続けていくことが必要です。
- ◆ 戦争を体験した人が少なくなっており、平和の尊さを伝え引き継いでいくことが重要となっています。

## 2 重点取組と行政の役割

### (1) 非核平和への貢献

- ・ 非核平和意識の高揚が図られるよう啓発のための取組を行い、多くの市民が参加する機会を設けます。
- ・ 市民の自主的な非核平和の取組へ参加を促進するため、市民自らが戦争や平和について考えられる仕組みづくりに取組みます。
- ・ 戦時中の体験を語るなど、平和の尊さを次世代に伝えるボランティアを発掘・育成します。

## 3 市民・事業者・団体の取組

- ① 非核平和にかかわる事業に参加し、平和の大切さについて意識を高め、広める取組
- ② 核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向け、自主的・持続的な取組
- ③ 戦時中の体験を語るなど、平和の尊さを次世代に伝える取組



## 4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
平和祈念資料館の年間利用者数	3,674 人	3,272 人	15,000 人	資料館に来館することにより、より多くの人に平和の尊さを認識し、後世に伝えてもらいたいため、利用者増を目標として指標に設定
<u>平和祈念資料館を活用した市内小・中学校数</u>	<u>18 校</u>	<u>15 校</u>	<u>35 校</u>	<u>教育現場における平和学習教材としても資料館を活用してもらいたいため、利用校増を目標として指標に設定</u>
非核平和への貢献に関する満足度	—	54.9 点 (平成 22 年度)	↗	行政や市民による啓発活動に自らが参加し、得るものがあつたと思うなどの満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定

## 5 関連する分野別計画等

- 吹田市人権施策基本方針（平成 18 年度～終期設定なし）
- 吹田市文化振興基本計画（平成 21 年度～平成 32 年度）

## 6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
I—2 人権	差別意識の排除など人権啓発と併せた PR や啓発を推進します。
Ⅲ—3 学校教育	校外学習での平和祈念資料館見学や平和の語り部を学校へ派遣するなど、学校教育と連携を図ります。
<u>Ⅲ—5 生涯学習</u>	<u>公民館や図書館、PTA 研修などへ平和の語り部の派遣するなど、社会教育との連携を図ります。</u>

<b>ルート</b> <b>(基本方針)</b>	<b>1 一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合う平和なまち</b>
<b>まちの</b> <b>イメージ</b>	<b>1-2 一人ひとりの命や個性を大切にする人権感覚が育まれています</b> 人権について考える機会に触れ、市民一人ひとりがお互いの違いを認め合い、多様な問題や悩みが解消され、真に個人が尊重される個性豊かな生活を送っています。

## 1 まちの現状と課題

- ◆ 市、市民等が連携しながら人権啓発活動を推進することが必要です。
- ◆ 地域での人権意識の向上を図るための交流を広げることが必要です。
- ◆ あらゆる行政分野に人権の視点を根付かせるための取組が必要です。

## 2 重点取組と行政の役割

### (1) 市民の主体的な人権啓発活動の支援

- ・ 市民が自発的に学習できるような人権啓発を行います。

### (2) 地域交流の場づくり

- ・ 地域交流の拠点として、交流活動館の事業の充実を図ります。

### (3) あらゆる分野で人権の視点の組み込み

- ・ 総合的・計画的に人権施策を推進するため、「人権施策推進計画」を策定します。

## 3 市民・事業者・団体の取組

- ①人権啓発活動に関する理解と活動への参加
- ②職場・学校・家庭など身近なところから人権について考え、一人ひとりの違いを認め合う人権意識を広める取組

みんなで取り組みませんか！



## 4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
人権意識が向上していると思う市民の割合	23.9%	22.2% (平成 22 年度)	↗	人権意識の向上を測る指標として設定
人権意識の向上のための施策の満足度	—	53.0 点 (平成 22 年度)	↗	人権意識の向上のための施策の満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定
人権啓発推進協議会委員の人数	1,458 人	1,709 人	3,000 人	人権啓発活動の活性度合いを測る指標として設定

## 5 関連する分野別計画等

- 吹田市人権施策基本方針（平成 18 年度～終期設定なし）
- 第 3 次すいた男女共同参画プラン（平成 25 年度～平成 29 年度）

## 6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
I－1 平和	非核平和の意識啓発と併せた PR や啓発を推進します。
Ⅲ－3 学校教育	人権教育の取組など学校教育と連携を図ります。
全体	人権の視点を踏まえた施策の取組を総合的に推進します。

ルート (基本方針)	Ⅰ 一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合う平和なまち
まちの イメージ	Ⅰ-3 すべての人が性別にかかわらずいきいきと活躍し、安心して暮らすことのできる男女共同参画社会になっています 性別にかかわらず対等な社会の構成員として、あらゆる分野で能力や個性を発揮できる男女共同参画社会になっています。 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組や、DV被害者の支援体制が充実し、安心して暮らせる社会になっています。

## 1 まちの現状と課題

- ◆ 性別による固定的な役割分担に対する意識の解消に向けた取組の推進が必要です。
- ◆ 働きやすい職場環境の整備など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するための取組が必要です。
- ◆ 性犯罪などの女性に対する暴力や、配偶者や交際相手からのDV被害が社会問題化しています。

## 2 重点取組と行政の役割

### (1) 男女共同参画社会の実現に向けての意識改革

- ・家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、固定的な性別役割分担意識の解消のための啓発活動を行います。

### (2) 男女共同参画社会の実現に向けての環境整備

- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するため、働きやすい職場環境や子育て環境の整備などに、取り組めます。

### (3) DV防止対策の取組の強化

- ・迅速な被害者支援と実効性のある予防啓発活動を実施します。

## 3 市民・事業者・団体の取組

- ①暮らしの中の固定的な性別役割分担について、家庭や地域、職場での話し合い
- ②男女共同参画の意識を高めるための講座や研修会への参加
- ③家事・育児・介護等への男女の共同参画
- ④男女がお互いを尊重し対等な関係を築くための取組
- ⑤DVは重大な人権侵害であり犯罪であることの認識と、暴力を許さない意識の浸透
- ⑥暴力の被害にあった時には、一人で悩まず相談する意識づくり
- ⑦育児休業や介護休業などの制度の整備に努め、男女が共に働きやすい環境整備
- ⑧職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを許さない体制づくり

みんなで取り組みませんか！



## 4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
男女が共に個性や能力を発揮できる社会になってきていると思う市民の割合	32.2%	27% (平成 22 年度)	↗	固定的な性別役割分担意識の解消を目的として指標を設定
審議会等委員における女性の割合	26.7%	30.5%	40%	市の政策・方針決定過程における女性の参画の増加を目的として指標を設定
<u>女性市職員の管理職登用の割合</u>	<u>7.6%</u>	<u>19.2%</u>	<u>30%</u>	<u>「吹田市役所」は事業所として、自らがモデル職場となるよう積極的に取り組む必要があり、その姿勢を示す目的として指標を掲載</u>
<u>事業所の育児・介護休業制度の導入と制度利用者数の状況</u>	<u>育児休業の導入 59.2%</u> <u>育児休業利用者 10.1%</u> <u>介護休業の導入 53.4%</u> <u>介護休業利用者 0.8%</u>	<u>育児休業の導入 40.0%</u> <u>育児休業利用者 10.3%</u> <u>介護休業の導入 33.8%</u> <u>介護休業利用者 1.8%</u> (平成 24 年度)	↗ =	<u>事業所として、積極的に取り組む必要があり、その実績値を示す指標を掲載</u>
DV防止法の認知度	64.3%	73.8% (平成 22 年度)	100%	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりを目的として指標を設定

## 5 関連する分野別計画等

- 第 3 次すいた男女共同参画プラン（平成 25 年度～平成 29 年度）
- 吹田市人権施策基本方針（平成 18 年度～終期設定なし）

## 6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
Ⅱ－1 高齢福祉 Ⅱ－2 障がい福祉 Ⅱ－4 保健・医療 Ⅲ－2 配慮が必要な子ども Ⅲ－3 学校教育	複合的な人権課題を有するDV被害者を支援するため、児童虐待、いじめ、高齢者虐待、障がい者虐待などに関する相談事業・施策と連携します。
VII－2 雇用・就労	男女が共に能力を発揮できる社会環境を整えるため、ワーク・ライフ・バランスの視点など労働関連施策と連携します。
<u>全 体</u>	<u>男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進します。</u>

ルート (基本方針)	Ⅰ 一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合う平和なまち
まちの イメージ	Ⅰ-4 多彩な文化が身近に感じられるまちになっています 芸術文化活動や生活文化活動、地域文化などの市民文化を支える人材が育ち、文化の振興と創造、継承と発展が進み、多くの市民が文化活動により生きがいを感じて暮らしています。

## 1 まちの現状と課題

- ◆ 市民団体等と連携し、多様な文化活動を提供する機会をつくる必要があります。
- ◆ 市と大学・研究機関との多面的な連携により、知的財産等の活用等を図る仕組みづくりが必要です。
- ◆ 文化財の保護と情報提供のための多様な手段の活用を図る必要があります。
- ◆ 文化会館、歴史文化まちづくりセンターの施設の改修が必要です。

## 2 重点取組と行政の役割

### (1) 多様な文化に親しめる環境づくり

- ・文化に対する関心が高まるよう、多種多様な文化・芸術を市内の各種文化団体とともに提供し、多くの市民が参画する機会を提供します。

### (2) 知的財産等の活用と市民と大学の交流を促進

- ・市と大学・研究機関相互の情報交換を行うなど、多面的に連携し、大学のあるまちづくりを進めます。
- ・歴史的、文化的資源の活用等を図ることにより、行政・大学双方の発展と充実を図ります。

### (3) 文化財・伝統文化の保存・活用

- ・将来の市民に貴重な文化財を伝えるため保存に努めるとともに、まちづくり、地域文化の創造に役立つよう市民への啓発を図ります。

## 3 市民・事業者・団体の取組

- ①興味や関心を持つ文化活動への参加
- ②文化活動の中で活動の担い手を育む取組
- ③大学や研究機関などが持つ知的財産に触れるなど交流を進める取組
- ④地域の行事等に、学生や研究者も一緒に参加・参画し、交流を図る取組
- ⑤文化財の所有者、市民、事業者が協力し合い、保存と活用を進める取組

みんなで取り組みませんか！



## 4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
文化会館、市民ギャラリー等で行われる文化・芸術行事に参加したことがある市民の割合	31.3%	26.6% (平成 22 年度)	↗	市民の文化・芸術に対する関心度を測る指標として設定
大学図書館の市民利用登録者数	—	341 人	↗	市民による大学・研究機関の有効活用の進捗よく状況を測る指標として設定
芸術・文化に親しめる環境の満足度	—	51.3 点 (平成 22 年度)	↗	芸術・文化に親しめる環境の満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定

## 5 関連する分野別計画等

- 吹田市文化振興基本計画（平成 21 年度～平成 32 年度）
- 第 2 次吹田市生涯学習推進計画（平成 18 年度～）

## 6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
I-5 国内外交流	文化活動などを通して、国内・国外との交流を進めます。
<u>Ⅲ-3 学校教育</u>	<u>学校・家庭・地域のつながりの中で、子どもたちが身近な文化を学習し、継承・発展に関わるよう、学校教育との連携を図ります。</u>
Ⅲ-5 生涯学習	生涯学習情報の提供を通じて、大学との連携を推進します。
<u>全体</u>	<u>本市の文化的特徴・吹田らしさを活かした施策の取組を総合的に推進します。</u>

<b>ルート</b> <small>(基本方針)</small>	<b>Ⅰ 一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合う平和なまち</b>
<b>まちのイメージ</b>	<b>Ⅰ-5 内外の交流をとお互いの理解を深め、個性豊かな魅力あるまちになっています</b> <small>異なる文化を持つ人たちがお互いを理解しあうための機会をつくるとともに、吹田市が持つまちの良さを生かした交流を進め、吹田市を国内外を問わず第2のふるさととして体感してもらえるようなまちになっています。</small>

## 1 まちの現状と課題

- ◆ 異文化理解の促進と国際意識を高める啓発が必要です。
- ◆ 市民主体の交流活動を活発化させるための働きかけが必要です。
- ◆ 外国籍市民が地域活動や市政に参加しやすい環境づくりが必要です。

## 2 重点取組と行政の役割

### (1) 国際交流の推進

- ・ 国際交流協会と連携し外国籍市民を地域のパートナーとして受け入れ、異文化理解講座や青少年が国際理解を育む取組などの事業を展開します。

### (2) 国内交流の推進

- ・ 友好都市の生活などを知るための広報活動を行うとともに、各都市を身近に感じてもらうための市民参加型のイベントを開催します。

## 3 市民・事業者・団体の取組

- ① 異文化理解の講座など国際交流にかかわる取組に参加し、国際化の意識を高める取組
- ② 国際交流にかかわる市民活動への参加
- ③ 都市間交流としての文化、スポーツなどの交流事業やイベントへの参加



## 4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
コミュニティ通訳ボランティア登録者数	18 人	13 人	<u>30 人</u>	市民主体の国際交流支援の環境整備の進ちよく状況を測る指標として設定
国際交流活動の満足度	—	49.4 点 (平成 22 年度)	↗	国際交流活動が市民ニーズに合ったものかを測る指標として設定
特色のある文化や歴史を持つまちとの交流の満足度	—	50.2 点 (平成 22 年度)	↗	市民ニーズを満たす交流が行われているかを測る指標として設定

## 5 関連する分野別計画等

- 吹田市文化振興基本計画（平成 21 年度～平成 32 年度）

## 6 他の施策との連携

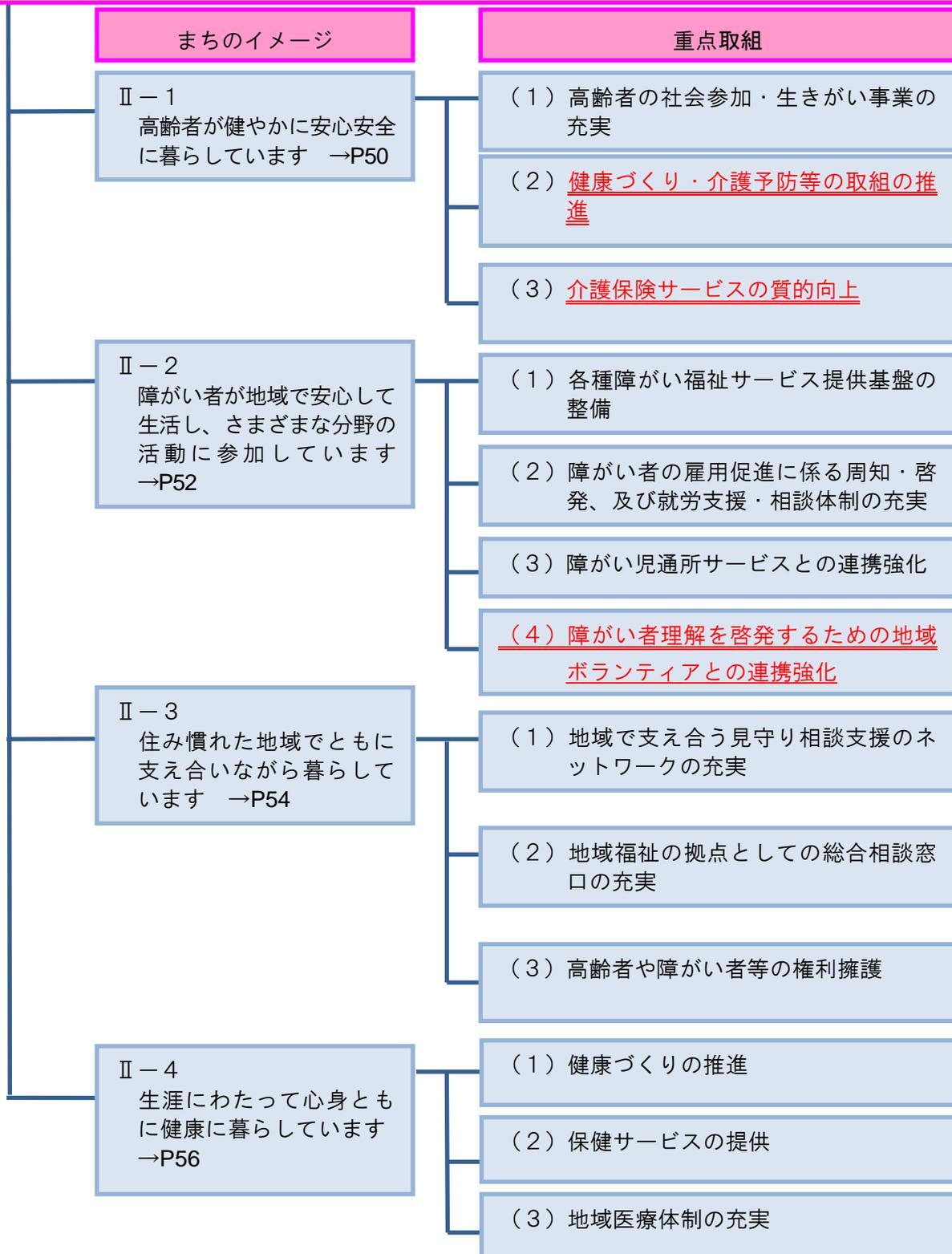
関連する施策	連携の内容
I-2 人権	国内・国外の交流を通じて、人権意識の高揚を図るなど人権施策との連携を推進します。
I-4 文化	国内の都市間交流や国際交流において、文化を媒体として交流するなど文化振興施策との連携を推進します。
Ⅲ-3 学校教育	国際理解教育など学校教育との連携を図ります。



＜基本構想＞ルートⅡ 誰もが住み慣れた地域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち  
 子どもや障がい者、高齢者が、住み慣れた地域で暮らすことができる、すべての市民にとって安心して暮らし続けられるまちをめざします。  
 また、一人ひとりが尊重され、生涯にわたって生きがいを持つことができるまちをめざします。

＜基本方向＞

ルートⅡ 誰もが住み慣れた地域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち



ルート (基本方針)	II 誰もが住み慣れた地域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち
まちの イメージ	II-1 高齢者が健やかに安心安全に暮らしています 高齢者が自ら健康づくり・介護予防に取り組み、生きがいを持って住み慣れた地域で安心して暮らしています。

## 1 まちの現状と課題

- ◆ 高齢化率は2割を越え超高齢社会に突入しています。平成32年(2020年度)には4人に1人は高齢者となることが推測されます。
- ◆ 75歳以上の高齢者の割合が、今後、急速に増えることが見込まれ、介護予防の取り組みが重要となります。
- ◆ 地域で高齢者を支える介護保険サービスを確保すると同時に質の向上が必要です。

## 2 重点取組と行政の役割

### (1) 高齢者の社会参加・生きがい事業の充実

- ・高齢者が自らの経験や知識を生かせる地域活動や就業などの社会参加が進み、高齢者のいきいきとした暮らしにつながるよう、学習機会等を充実させます。

### (2) 健康づくり・介護予防等の取組の推進

- ・健康づくりに関する情報を提供し、健康づくりを支援します。
- ・住み慣れた地域社会で生活を続けることができるよう、生活支援事業等を実施し、介護予防の取組が継続できるような支援を行い、要介護状態にならないように努めます。
- ・地域福祉団体や高齢者支援事業者との相互連携による見守り体制を充実させ、安心して生活できる地域をめざします。

### (3) 介護保険サービスの質的向上

- ・介護保険事業者等と連携し、介護保険サービスの質の向上を図ります。
- ・地域密着型サービスの基盤整備を推進します。

## 3 市民・事業者・団体の取組

- ① 高齢者の生きがいづくりの取組
- ② 介護予防に関する取組による健康の保持増進
- ③ 介護保険サービスを必要な時に適切に利用
- ④ 高齢クラブ活動等の地域活動に参加
- ⑤ シルバー人材センターなどを活用し、就業機会の充実
- ⑥ 地域、高齢支援事業者と行政の連携により、地域における高齢者の見守り
- ⑦ 介護保険サービスの質の向上

みんなで取り組みませんか！



## 4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
高齢者の生きがいづくりの推進の満足度	—	52.1 点 (平成 22 年度)	↗	高齢者の生きがいづくりの推進の施策の市民満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定
地域包括支援センターの認知度	—	31.7% (平成 22 年度)	50%	高齢者の地域における健康・介護・生活支援の地域における拠点としての役割が果たせるように、周知が必要なため認知度を指標に設定
要介護認定を受けている高齢者の割合	17.7% (※1)	18.6% (※2)	19.2% 未 満	<u>生きがい事業や介護予防等に取り組むことで、要介護状態の高齢者を増やさない指標として設定</u>

※1、※2は、各年度3月末の実績値

## 5 関連する分野別計画等

- 第5期吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）
- 第2次吹田市地域福祉計画（平成23年度～平成27年度）

## 6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
I-3 男女共同参画	児童虐待、いじめ、高齢者虐待、障がい者虐待などの情報を共有し、暴力の根絶に向けた連携を推進します。
II-2 障がい福祉 <u>II-3 地域福祉</u> II-4 保健・医療	地域ケア会議等による保健・医療・福祉等の連携を強化します。
II-2 障がい福祉 II-3 地域福祉	高齢者や障がい者等の権利擁護について連携を強化します。
II-4 保健・医療	認知症高齢者の支援や <u>在宅医療</u> について、かかりつけ医の促進など医療との連携を行います。
<u>III-5 生涯学習</u> <u>III-6 スポーツ</u>	<u>高齢者の生きがいづくりについて、生涯学習や生涯スポーツとの連携を行います。</u>
V-2 住宅	高齢期になっても住み続けられるまちとなるよう住宅政策との連携を行います。

ルート (基本方向)	II 誰もが住み慣れた地域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち
まちの イメージ	II-2 障がい者が地域で安心して生活し、さまざまな分野の活動に参加しています 障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性が尊重され、あらゆる分野の活動に参加し、どこで誰と生活するかを選択する機会が確保されています。

## 1 まちの現状と課題

- ◆ 居宅、通所、医療、移動等必要とされる支援を受けることができる環境を整備するには、関係機関等との連携が必要です。
- ◆ 雇用促進や就労の安定化を図るために、各種関係機関や事業所等との連携が必要です。
- ◆ 障がい児通所サービスと各種サービスが一体的に受けられる仕組みづくりが必要です。
- ◆ 障がい者への市民の理解を深めることが必要です。

## 2 重点取組と行政の役割

### (1) 各種障がい福祉サービス提供基盤の整備

- ・ 障がい者の各種サービス提供基盤の整備を図ります。
- ・ 障がいのある人への理解など市民への啓発を進めます。
- ・ 法改正に伴う障がい福祉制度にかかわる情報提供など（周知、啓発、就労支援及び相談体制）適切に対応します。

### (2) 障がい者の雇用促進に係る周知・啓発、及び就労支援・相談体制の充実

- ・ 障がい者の雇用促進や就労への定着を図るため、関係機関と連携し、関連施策に取り組みます。
- ・ 企業や事業所に対し、障がい者の雇用や就労実習の場の提供などの就労支援を促進します。

### (3) 障がい児通所サービスとの連携強化

- ・ 障がい児の成長過程における支援として、切れ目のないサービスが提供できるようなシステムづくりを進めます。

### (4) 障がい者理解を啓発するための地域ボランティアとの連携強化

- ・ 地域ボランティアと連携し、障がい者が参加できる行事への案内を行うなど、地域での交流が図られるように努め、障がい者理解を啓発するための取り組みを進めます。

## 3 市民・事業者・団体の取組

①障がい者への理解と、障がいの有無にかかわらず共生できる社会を実現するため、地域のボランティアと連携した交流機会の設定

②障がい者の就労や雇用に関する理解と環境整備

みんなで取り組みませんか！



## 4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
障がい者を支える福祉・保健・医療サービスの満足度	—	52.3 点 (平成 22 年度)	↗	障がい者を支える福祉・保健・医療サービスの満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定
グループホーム等利用者数	—	219 人	460 人以上	障がいのある人が、地域で自立した生活を送る場の一つであるグループホーム等のサービスの有効性を検証するため、指標として設定
<u>福祉施設から一般就労への移行</u>	—	<u>24 人</u> (平成 22 年度)	<u>52 人以上</u>	<u>障がい者の雇用促進を図ることを目的として、福祉施設を退所し、一般就労に移行する人の人数を目標値に設定。</u>

## 5 関連する分野別計画等

- 第 3 期吹田市障がい者計画（平成 23 年度～平成 27 年度）
- 第 3 期吹田市障がい福祉計画（平成 24 年度～平成 26 年度）
- 第 2 次吹田市地域福祉計画（平成 23 年度～平成 27 年度）

## 6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
I—3 男女共同参画	児童虐待、いじめ、高齢者虐待、障がい者虐待などの情報を共有し、暴力の根絶に向けた連携を推進します。
II—1 高齢福祉 <u>II—3 地域福祉</u> II—4 保健・医療	地域ケア会議等による保健・医療・福祉等の連携を強化します。
II—1 高齢福祉 II—3 地域福祉	高齢者や障がい者等の権利擁護について連携を強化します。
III—2 配慮が必要な子ども	障がい児通所サービスとの連携を強化します。

ルート (基本方針)	II 誰もが住み慣れた地域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち
まちの イメージ	II-3 住み慣れた地域でともに支え合いながら暮らしています 市民誰もが、住み慣れた地域で、孤立することなく、互いに尊重し合い、ともに支え合いながら、健やかで安心して暮らしています。

## 1 まちの現状と課題

- ◆ 地域福祉活動を行う担い手の高齢化や担い手が不足していると言われていた中、新たな担い手を養成する必要があります。
- ◆ 地域の身近な総合相談支援の窓口である地域保健福祉センター（地域包括支援センター）の認知度を高める必要があります。
- ◆ 認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度等に関する相談が増えている中、制度の周知や利用支援を啓発する必要があります。

## 2 重点取組と行政の役割

### (1) 地域で支え合う見守り相談支援のネットワークの充実

- ・ コミュニティソーシャルワーカーの配置により、地域で支え合うネットワークづくりを推進します。
- ・ 地区福祉委員会による小地域ネットワーク活動を支援します。
- ・ 社会福祉協議会が運営するボランティアセンターの活動を促進します。
- ・ 地域住民の身近な相談・援助者である民生委員・児童委員活動を支援します。
- ・ 地域福祉活動や更生保護活動を行うさまざまな担い手に対して支援します。
- ・ 地域福祉推進の中核的役割を担う団体である社会福祉協議会との連携強化に努めます。
- ・ 災害時要援護者の避難支援のネットワークづくりを促進します。

### (2) 地域福祉の拠点としての総合相談窓口の充実

- ・ 地域保健福祉センター（地域包括支援センター）の持つ保健・医療・福祉等に関する総合相談支援機能を充実させます。
- ・ 地域保健福祉センター（地域包括支援センター）の認知度を高めるため、情報提供を充実させます。

### (3) 高齢者や障がい者等の権利擁護

- ・ 必要な支援を受ける権利を守るなど、市民の権利擁護に取り組みます。
- ・ 後見人の担い手の裾野を広げる制度の検討を進めます。
- ・ 認知症の周知に努め、認知症サポーターを養成します。
- ・ 高齢者や障がい者等の虐待防止ネットワークの構築に努めます。

## 3 市民・事業者・団体の取組

- ① 小地域ネットワークの推進と地域で支え合う新たな担い手の養成
- ② 民生委員・児童委員活動の充実
- ③ さまざまな担い手による地域福祉活動や更生保護活動の充実
- ④ 社会福祉協議会による地域福祉推進のためのさまざまな取組
- ⑤ 災害時要援護者の地域における避難支援の仕組みづくり

みんなで取り組みませんか！



## 4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
住み慣れた地域での生活を支える地域福祉の満足度	—	52.3 点 (平成 22 年度)	↗	住み慣れた地域での生活を支える地域福祉推進の満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定
小地域ネットワーク活動の延べ参加人数（地区福祉委員含む）	67,865 人	86,163 人	110,000 人以上	住み慣れた地域でともに支え合う地域福祉活動への市民の参加度合いを測る指標として設定
成年後見制度等の延べ相談件数	—	197 件	240 件以上	判断能力が十分でない高齢者や障がい者など支援が必要な人の権利が守られていることを測る指標として設定

## 5 関連する分野別計画等

- 第 2 次吹田市地域福祉計画（平成 23 年度～平成 27 年度）
- 第 5 期吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 24 年度～平成 26 年度）
- 第 3 期吹田市障がい者計画（平成 23 年度～平成 27 年度）

## 6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
<u>Ⅱ－1 高齢福祉</u> <u>Ⅱ－2 障がい福祉</u> <u>Ⅱ－4 保健・医療</u>	<u>地域ケア会議等による保健・医療・福祉等の連携を強化します。</u>
Ⅱ－1 高齢福祉 Ⅱ－2 障がい福祉	高齢者や障がい者等の権利擁護について連携を強化します。
Ⅵ－1 防災	災害時要援護者避難支援のネットワークづくりと災害に備えた防災関連施策との連携を行います。

<b>ルート (基本方針)</b>	<b>II誰もが住み慣れた地域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち</b>
<b>まちの イメージ</b>	<b>II-4 生涯にわたって心身ともに健康に暮らしています</b> 「健康づくり都市宣言」のもと、ライフステージに応じた保健サービスや生涯スポーツを通じて、あらゆる世代の市民が健康管理や健康づくりに取り組み、健やかに暮らしています。 また、 <u>地域における医療、保健、福祉の連携体制が整備されており</u> 、安心して暮らしています。

## 1 まちの現状と課題

- ◆ 自己の健康状態を正しく認識し、栄養や運動、休養などのバランスのとれた生活習慣を確立することによって、市民が心身の健康を保持・増進することが必要です。
- ◆ 児童虐待の発生予防のため、育児の不安や養育面で問題を抱える家庭を早期に発見し、支援していくことが重要です。また、感染症や食中毒について市民が正しい知識を持ち、予防に努めるとともに発生時に備える必要があります。
- ◆ 医療機関の連携を強化し、救急医療体制を充実させるとともに、市民へ医療情報を提供する必要があります。

## 2 重点取組と行政の役割

### (1) 健康づくりの推進

- ・ こころの健康や生活習慣病予防など、予防に重点をおいた心身の健康づくりの取組を充実します。
- ・ 生涯スポーツ事業とも連携し、市民の主体的な健康づくり活動への支援を行います。

### (2) 保健サービスの提供

- ・ 市民のライフステージやニーズに応じた健（検）診や予防接種等の受診率（接種率）向上に努めます。
- ・ 母子保健の主要な課題の一つである児童虐待の予防と早期発見のため、関連する部局や機関、団体等と連携して、妊娠中からの支援や全健診対象児の状況を把握することなどに取り組みます。
- ・ 感染症や食中毒の予防や啓発等については、健康危機管理に関連する部局や機関、団体等と連携して取り組みます。

### (3) 地域医療体制の充実

- ・ 地域連携パスなどを活用し、病院間や病院と診療所との連携を充実させ、必要な時に適切な医療を受けやすくします。
- ・ 豊能広域こども急病センターや休日急病診療所を中心とした初期救急医療体制の維持・充実と、公立病院を中心とした2次救急医療体制の充実に取り組みます。
- ・ ホームページや市報すいた、各種冊子での医療情報の提供を充実させます。

## 3 市民・事業者・団体の取組

- ① 健康管理や健康づくりへの意識の浸透
- ② 乳幼児健診や妊婦健診、成人健診などのライフステージに応じた健（検）診を受診
- ③ 感染症や食中毒に関する知識習得と予防
- ④ かかりつけ医を持つこと

みんなで取り組みませんか！



#### 4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
吹田市国保健診 (40歳から74歳) 及び30歳代健診 年間受診者数	53,364人	32,555人	45,000人以上	生活習慣病などの疾病予防を重視し 生涯にわたる生活の質の向上をめざし て、国保健診や30歳代健診の受診者増 を目標として指標を設定
<u>1歳6か月児健康 診査の受診率</u>	<u>95.8%</u>	<u>95.8%</u>		<u>未受診児へのアプローチを行い、受診率 の向上を図るとともに、全対象児の状況 を把握することにより、虐待の早期発 見、予防につながることから指標に設定</u>
病院・診療所・救 急医療などの医療 環境に関する満足 度	—	55.5点 (平成22年度)		病院・診療所・救急医療などの医療環境 に関する満足度の向上を目的として、 満足度の平均評価点を指標に設定

#### 5 関連する分野別計画等

- 健康すいた21（平成18年度～平成27年度、平成22年度中間見直し改定）
- 吹田市食育推進計画（平成22年度～平成26年度）
- 第2次吹田市地域福祉計画（平成23年度～平成27年度）
- 吹田市次世代育成支援行動計画 <後期計画>（平成22年度～平成26年度）

#### 6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
I-3 男女共同参画 III-2 配慮が必要な子ども	児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応に向けて、母子保健事業と関係機関の取組との連携を強化します。
II-1 高齢福祉	認知症高齢者の支援について、かかりつけ医の促進など医療との連携を行います。
II-1 高齢福祉 II-2 障がい福祉 <u>II-3 地域福祉</u>	地域ケア会議等による保健・医療・福祉等の連携を強化します。
III-1 子育て	保育所等関係機関と連携し、母子保健体制の充実を推進します。
III-3 学校教育	学校教育との連携を進めるなど各年齢層に応じた健康づくりを推進します。
III-6 スポーツ	健康づくりの支援について、生涯スポーツ事業と連携しながら取り組みます。